主 文

原判決を破棄する。

被告人A1を懲役一年に、その余の被告人ら六名をそれぞれ懲役八月に

処する。

・ 被告人七名に対し、この裁判確定の日から二年間それぞれその刑の執行 を猶予する。

原審(但し、証人B1、同B2に対し昭和五三年一一月三〇日にそれぞれ支給した分を除く。)及び当審における訴訟費用は被告人七名の連帯負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、東京高等検察庁検察官検事五味朗が差し出した横浜地方検察庁検察官検事渡邊芳信作成名義の控訴趣意書に、これに対する答弁は、弁護人秋山泰雄、同山本博、同伊藤幹郎、同中村清、同岡田尚が連名で差し出した答弁書並びに答弁書訂正補充書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意第一(事実誤認の主張)について

所論は、概要次のようにいう。

原判決は、各公訴事実に沿う原審第一〇回ないし第一四回公判調書中の証人B3の供述部分が信用性に欠けるとしてこれを排斥したうえ、(一)公訴事実第一の逮捕監禁罪について、「被告人らは、、いわゆるスト権奪還ストを控えて、同判示で1郵便局内のC2労働組合神奈川地区本部横浜中央支部書記局において、同支部執行委員会を開き、組合のストライキ権奪還闘争問題等を討議していた際、その内容を同郵便局第一保険課課長のB3に盗聴されたという疑惑を生じたことから、組合員の組合役員に対する信頼やその団結権を擁護する目的のもとに、同人に対して当時の事実の有無、盗聴した内容を聞き糺すために、同郵便局第二保険課事務室に赴き、そこにいた同人に対して書記局への同行を求めたが、その際、被告人A1と同者2の両名がそれぞれB3の両側から、その腕に自らの腕を組んで同行したにすぎないものである。

というのである。そこで各公訴事実ごとに、原判決の事実認定の当否について検 討を加えることとする。

一 公訴事実第一(逮捕監禁)について

(一) 原判決は、本件被害者B3が原判示のとおり被告人らから、なんら身体の自由を拘束されることなく、自らの意思で書記局への同行の求めに応じた旨を認定し、その事実認定の証拠としてこれに沿う原審第二五回公判調書中の証人B1、同第二六回公判調書中の証人B4、同第二七回公判調書中の証人B5、同第三二回公判調書中の被告人A1、同第三三回公判調書中の被告人A5、同A2、同第三四回公判調書中の被告人A3、同A6、同A4の各供述部分を挙示している。そこで、まずこれら関係諸証拠の信用性について検討してみなければならない。

1 右の関係諸証拠の信用性を明らかにするため、最初に、B3が原判示のとお

り被告人らから書記局への同行を求められた際、果たしてなんらの抵抗をも試みることなく、自らの意思でこれに応じたものと認めるべき事情が存在するか否か、いかえれば、B3と被告人らとは、これまでどのような間柄であつたか、また、被告人らC2の組合員がB3に対して書記局への同行を求めた際の雰囲気が、どのようなものであつたかという点から検討を進めることにする。原審第一〇回ないし第一四回公判調書中の証人B3の供述部分、当審第四回ないし第一八回公判調書中の証人B6の供述部分、同面正人の供述部分、原審第七回ないし第九回公判調書中の証人B6の供述部分、同第三一回、第三二回公判調書中の被告人A3、同A6の各供述部分によると、次の事実が認められる。

中の被告人A3、同A6の各供述部分によると、次の事実が認められる。 被告人らは、いずれも本件当時C2労働組合神奈川地区本部横浜中央支部の組合員であり、B3は、当時C1郵便局第一保険課課長として、被告人らに対して使用者側の立場に立つ管理者であつた。

そして、被告人らは、B3が昭和五〇年七月C3郵便局からC1郵便局に着任後、同人が前任地において、C2を敵視する行動を重ねていた旨をC2甲府支部役員から聞知していた。また、B3はC1郵便局に着任後、病気休暇をとつたりに対して薬袋の提示を求めたり、右第一保険課の朝礼の時刻を三〇分間繰りに実施したり、保険の不正募集に関する当局と組合間の確認事項を記載したの発生を組合員の職場の事務机上から取り除くよう命じたりしたが、さらに、本件の発生を組合員の職場の事務机上から取り除くよう命じたりしたが、本件の発生を組合員の職場の事務が、B3の直属の部下であるDに対し、C2に加入するよう説得活動がよる員多数が、B3の直属の部下であるDに対し、であるいは、本件の発生であるとして、勤務時間中であるからように対したいた。当時間の合意や職場の慣行を無視する反応を募らせていた。

 アの前に立つているのを認めた。

その時ドアが開いて書記局のなかから被告人A5が出て来て、B3に対し、『なにしているんだ。』と聞くと、同人は『何もしていないよ。』といいながら自分のいる方にやつてきて、トイレに入つて行つた。そのあとから被告人A5がトイレに入って行つたので、自分もこれに続いてトイレに入り、被告人A5と一緒といるも便器の前に立つているB3の背後から、『おい、なにしてたんだよ。』と出るでは、当時を供述している。さらにまた、証人B2も原審第二五回公判期日における尋問に対して、「本件当日の午後六時五〇分頃、三階のトイレに寄つていおりな声が聞こえてきた。それは、被告人A5とB1の声がかちあつていたものと思われる。やがて、B3、被告人A5Lの三人がトイレに入つてきた。B3が便器の前に立ち、その背後に被告人A5L1の二人がともに立つて、『なにやつていたんだ。聞いていたんじやねえか。』と大声で詰問していた。」旨を供述している。

また、原審第一〇回ないし第一四回公判調書中の証人B3の供述部分 当審第四回ないし第一八回公判調書中の同証人の供述部分、原審第二五回公判調書 中の証人B1の供述部分、同第二六回公判調書中の証人B4の供述部分、同第三三 回公判調書中の被告人A5の供述部分によれば、被告人らが多数の組合員らとともに、昭和五〇年一一月四日午後七時五分頃以降、六時間余にもわたつて書記局にお いて、B3に対し立ち聞きした事実の存在を認めるよう追及した際、被告人A5もB3に向かつて、「立ち聞きしていたではないか。」「そのとき自分と視線が合つ たではないか。」「そのときお前は腰をかがめて何かを拾っよっな素振りを示したではないか。」「トイレで小便をする真似をしただけで、現実に小便をしていなか 「そのときお前は腰をかがめて何かを拾うような素振りを示した つたではないか。」という趣旨の事実を指摘して執拗に自認を追つたことが認められる。被告人A5がB3に対して示したかかる執拗な追及の態度や詰問に際して指 摘した事実の内容にかんがみると、被告人A5やB1が真実、それぞれ供述するよ うに書記局前の廊下で立ち聞きしているB3を目撃したうえ、その場所からさらに トイレまで逃げる同人を追つて行き、その間に詰問を加えた事実が存在したとする ならば、被告人A5はもとより、B1も当然に、B3に対して、同人が立ち聞きし ていた事実の存在のみならず、さらにその後逃げる同人を追跡して詰問を加えた事 実の存在にも触れた追及を試みたであろうと思われる。ところが、被告人A5のB3に対する詰問、追及の内容は、前記のとおり同人が書記局前で立ち聞きしていたという点と、その際に同人の示した態度を指摘することのみに終始し、それ以上に右のように同人を追跡して詰問を加えた事実の存在に触れた追及は全くなされず、 また、B1に至つては、B3に対し、なんらの追及をも試みなかつたことは、前掲 の諸証拠に照らして明らかである。してみると、本(1)項の冒頭に記載した被告 人A5らの各供述の内容には、同被告人やB1がB3に対して示した追及の態度 や、その具体的内容にそぐわない不自然な点が認められるのであつて、この点から も、B3が立ち聞きしているところを目撃した旨の被告人A5並びに証人B1の前

記各供述の信用性に疑問を抱かざるを得ないのである。

- (2) そしてさらに、なにしている。は、本(ロ)項の冒頭に掲げたまに、大原審第二六回公判調書中の証人B7の供述的合品では、本(ロ)項の冒頭に掲げたまに、原本の目のでは、大原本に対して、大原本に対して、大原本に対して、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本には、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本は、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本では、大原本のは、大原本では、大原本は、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大原本のは、大
- 3 このようにみてくると、B3については、原判決のいうように自らの意思で書記局への同行の求めに応じたものと認めるべき特段の事情が存在したものとは考えられない。してみると、被告人らの同行の要求に対し、B3がなんらの抵抗をも試みることなく、自らの意思でこれに応じたとする原判示事実に沿う前掲の関係諸証拠は、いずれも経験則に反する不自然、不合理なもので、信用性に欠けるといわざるを得ないのである。
- ざるを得ないのである。 (二) 1 そこで、 (二) 1 そこで、原判決が排斥した本件各公訴事実に沿う原審証人B3の供述の信用性について、あらためて検討を加えてみなければならない。原審第一〇回ないし第一四回公判調書中の証人B3の供述部分、当審第四回ないし第一八回公判 調書中の同証人の供述部分は、その内容それ自体に徴しても、原審第五回、第六回 公判調書中の証人B8の供述部分、同第一五回、第一六回公判調書中の証人B9の 供述部分と対比してみても、なんら齟齬、矛盾する点はなく、各公訴事実に沿う限度において、十分これを信用することができる。原判決は、証人B8の右供述がB 3の抵抗している場面を目撃したという事実に関するものではなく、また、証人B 9の右供述についてはあいまいな点が多いうえ、原審第七回ないし第九回公判調書 中の証人B6の供述部分と対比して齟齬が認められるから、いずれも措信しがた い、という。しかし、証人B8は大気をはたるないのである。 り囲まれていたため、具体的な抵抗行為は目撃できなかつたものの、同人が大分も がいている様子が感じられた。」旨を供述しているのであつて、その限りにおいて 右の供述は信用することができる。また、証人B9の供述については、目撃した事実と、これに基づいて推測した事項とが明確に区別されていて、その内容にあいまいな点は認められない。そして、B9はB6とともに本件現場に駆けつけたものの、同人よりも一瞬到着が早かつたため、両者の目撃した状況に差異が生じたものであることは、証人B9の右供述からこれを窺うことができる。したがつて、両者の目撃状況に関する供述内容に時間的間隔に基づく差異があるということは、名の 述の信用性を否定すべき事由とは認められない。また、当審弁護人は、本件各公訴 事実に沿う証人B3の前記各供述部分はいずれも信用性がない、と主張し、その例 証として、同証人が原審第一〇回公判期日と当審第六回公判期日における尋問に対 し、「私は同四日午後七時五分頃、被告人らほか数名の組合員によつて第二保険課事務室から廊下に連れ出されようとした際、あらかじめあそこにつかまつて抵抗しようと考え、右事務室の出入口に設置されている二枚のドアのうち、出入口に固定 されていた右側ドアの内側ノブをつかんで連れ出されまいとしたが、被告人らによ つて直ぐに引き離されてしまつた。」旨を供述しているが、司法警察員作成の昭和 五〇年一二月八日付検証調書によつて明らかなように、出入口に固定されている右 側のドアには、ノブが取り付けられていない、という事実を指摘し、かかる点に徴しても、同証人の供述内容が虚偽であつて、信用できないものであることは明らかである、という。なるほど、同証人の右の点に関する供述か、客観的事実と矛盾することは、当審弁護人の指摘するとおりである。しかしながら、同証人は、当審第 「さきに、ドアのノブにつかま 回公判期日における弁護人の反対尋問に対し、 つたと供述したのは、記憶の誤りであつたことに後日気づいた。私がつかまつたの は、さきに供述したドアの端の部分であつた。」旨を供述し、右の矛盾部分を自ら 訂正しているのである。そしてさらに、同証人が原審公判期日から当審公判期日に 至るまでの尋問に対し、第二保険課事務室から廊下に連れ出された後、書記局に連

れ込まれるまでの間に試みた抵抗行為として、「トイレのドアのノブにつかまろうたとしたが、被告人ら組合員によって廊下の中央部にひきれたため、これを果たので、次いで、廊下の片側に裏返しにして積み上げてあつたさらなどが、次いで、る手を被告人ら組合員によってもされて、さらに、書記局内によってもいるのであった。書記局出入口のドアの縁につかまった。当り、ているのであった。このようにドアのノブや、その縁は試みたらの供述をしているのであった。このようにドアのノブや、その縁は試みたらの供述をしているのであった。このようにドアのノブや線り返しに、同証人のはあると、右の供述の矛盾は、当まのように、同証人の記憶の記憶の供述であることを露呈したものと認めるのが相当にから、また、書記のによって生じたにすぎないものと認めるのが相当認められない。また、書記局によって生じたにすぎないものと認めるのが相当に対れた垂れ幕が貼ったのは、同証人の供述全体の信用性を否定するけるものがあられたのは記憶違いたと言語は記したのは記憶違いたと言語に対れては立たのは記憶違いたと言語に対したのに、当時、右の垂れ幕は貼られてはいなかった。」としても、それは、未だ同で、当時、右の垂れ幕は貼られてはいなかった。」としても、それは、未だ同で、当時、右の垂れ幕は貼られてはいるものであると、他にその信用性を否定するものであると、他にその信用性を否定するものであると、他にその信用性を否定するものであると、他にその信用性を否定するものであると、他にその信用性を否定するものであると、他にその信用性を否定するは認められない。

2 そして、信用しうる前掲の諸証拠を総合すると、次の事実が認定できる。すなわち、

被告人らは、B3が先程書記局前の廊下で立ち聞きしていた旨の被告人A5の発言を聞くや、同人に対して日頃反感を抱いていたことから、同人が書記局内で追及感を抱いていたことが書記局内を追していたとして、同人が書記局を開する。他の十数名の組合員とともに、その身体の自由を拘束しても書記している。他の十数名の組合員とともに、その身体の自由を拘束しても書記している。明明から脱出できないようにしようという意思を相通じた。B3が日本の日本後では、原判示郵便局第二保険課事務室で、B3が日本の田田本後に近づきにしたのといるとした。ともに入れて、日本の代表の被告人がB3に近づき「おまえ何をしたんだ」ともいるのは、日本のには、日本の組合員がB3の原を抱えたり、あるいは、その背後から中し、または日本の組合員がB3の原に積み重ねてあった机の脚をつかむなどして抵抗する同人を引張って、無理失理書記局内に連れ込んだ。

以上の事実が認められ、右の認定に反する原審第二五回公判調書中の証人B1の供述部分、同第二六回公判調書中の証人B4の供述部分、同第二七回公判調書中の証人B5の供述部分、同第三二回公判調書中の被告人A1の供述部分、同第三三回公判調書中の被告人A5、同A2、同A2、同A3の当公判廷における各供述はいずれも措信しがたく、他に右認定を左右するに足りる証拠はない。なお、被告人らがB3を連行する際に通つた右事務室の通路の幅員が約つままとした。またの部分の直接の廊下にスチール製机等が置いてあったため、その部分の有効幅員が一メートルに満たなかったという事実は、右の認定を左右すべき事由とは認められない。

ことにうしろめたさを感じ、また、かかるうしろめたさに基づく弁解を試みようと

した事実を認定するに足りる証拠がないことは、すでに一(一)項において判示したとおりである。そして、原審第一〇回ないし第一四回公判調書中の証人B3の供述部分、当審第四回ないし第一八回公判調書中の同証人の供述部分、原審第七回ないし第九回公判調書中の証人B6の供述部分、同第一五回ないし第一六回公判調書中の証人B10の供述部分によれば、次の事実が認められる。すなわち、B3が被告人ら多数の組合員によつて書記局内に連れ込まれた直後、組合員のう

B3が被告人ら多数の組合員によつて書記局内に連れ込まれた直後、組合員のうちの誰かが「鍵をかけろ。」という指示をした。それに基づいて、組合員によって、書記局出入口のドアに施錠がなされ、その後もそこに施錠の番人がおを認まて、組合員らが出入りするつど錠の開閉がなされたが、B3もかかる状況を認まていた。B3は書記局に連れ込まれた後、被告人らから、「立ち聞きしたことをはに書け、書けば帰してやる。」と要求されたが、これを拒否した。その後、B3は同四日の午後八時頃に至り、「一応説明したので帰るから。」といつて出入口の人へ向かつて歩きかけたところ、そこにいた組合員から足を蹴りつけられたうえ、日とんでもない。」と云つて実力で元の位置まで戻された。その後も、B3は出したが、同一〇時半頃及び同一二時頃の合計四回にわたり、書記局から囲まれため、出入口に近寄ることさえてきなかった。

2 また、なるほど、B3は本件当日である同四日の午後一〇時三〇分頃、小用のため書記局を出てトイレに赴いた後、再び書記局に戻つて来たことは原判決の認定するとおりであるが、前記(三)1の事実認定に供した諸証拠によれば、その際の状況は次のとおりであつたことが認められる。すなわち、

以上の事実が認められる。右認定に反する原審第二六回公判調書中の証人B4の

- 3 さらに、さきに(二)2項に認定判示したとおり、被告人らはこの間、十数名の組合員らとともに書記局において、B3を室外に脱出させないようにしようをないう意思を通じ合つたうえ、その監禁行為に及んだものであるから、監禁のはしていたことは明白である。原判決が、被告人らに監禁の故意が存在しなかった。原判決が、被告人らに監禁の故意が存在したのは、他の管理者られてB3に対する追及を妨害され、混乱が生ずるのを防止するためであり、(ロ)書記局内においては、同四日の午後八時頃まで被告人A1らがB3に対する迫合計を行為の追及に費やし、同八時頃、C2神奈川地区本部の執行委員B7から組合計を対して書記局に待機するようにとの指示があつた後は、当局側との交渉成立まで、持機の態度をとつていたものであるという事情は、いずれも被告人らの監禁の故意が存在したことを否定すべき事由とはならない。
  - 二 公訴事実第二のうち共同暴行、脅迫行為の存否について

以上の事実が認められる。右認定に反する原審第二六回公判調書中の証人B4の 供述部分、同第二七回公判調書中の証人B11、同B5の各供述部分、同第三二回 公判調書中の被告人A1の供述部分、同第三三回公判調書中の被告人A5、同A2の各供述部分、同第三四回公判調書中の被告人A3、同A6、同A4、同A7の各供述部分及び被告人A5を除くその余の被告人らの当公判廷における各供述はいずれも措信しがたく、他に右認定を左右するに足りる証拠はない。

三 公訴事実第二のうち傷害罪の成否について

原判決は、被告人らの共同暴行行為によつて頭部外傷及び右鎖骨部の腫脹、圧痛が生じた事実を否定し、その理由として次のようにいう。すなわち、B3が当初診断に当たつた当直医に対して、右側腹部痛のみを訴え、頭部や鎖骨部の痛みを訴えていなかつたばかりでなく、その後、B3の診断に当たつたB12医師も、頭部と鎖骨部の腫脹の存在をB3の主観的な訴えのみによつて認めたのではないかとの疑いもあるため、B3が果たしてかかる傷害を負つていたか否かが疑わしい。また、おいの異常が存在したとしても、それと頭部の右腫脹との間の因果関係も明ららればない。さらに頭部の腫脹を生ぜしめるような被告人らの共同暴行行為の加えられたことを認めるに足りる証拠もない、というのである。

しかし、原審第二四回公判調書中の証人B12の供述部分、同人作成の診断書及 び労働者災害補償保険患者診療録写によると、B12医師が同月五日午前九時過ぎ に横浜市a区bc番地所在のB13病院において、B3を診察した際、同人は頭部 全体の痛みを訴えていたうえ、頭部右前部と右鎖骨の部分に腫脹の存在が認められ たこと、さらに、同医師は脳波検査を実施した結果、頭部右側から生ずる脳波が、 頭部左側から生ずるそれに比して少なかつたことから、同医師は頭部に何らかの外 力が加わつたものと認め、局所の疼痛のほか、さらにそれによつて生ずる疼痛をも 含めた意味で三〇日間の安静療養を要する頭頸外傷が生じたものと診断し、これよ り先の同日午前一時五〇分頃、右B13病院において当直医がB3を診断した結 果、右の診療録に記載した「右側腹部痛」という病名の記載を、「頭頸外傷胸腹部 挫傷」と訂正し、さらにその二、三日後に至り、その後、腰痛をも生じたため、右 の記載を「頭頸胸腹部腰外傷」と訂正したことが認められる。したがつて、B12 医師が単にB3の主観的な訴えのみに基づいて頭頸外傷と右鎖骨部の腫脹の存在を 認めたということはできないし、また、右の認定事実によつて窺われるB3が当初診断にあたつた当直医に対して頭部の痛みを訴えなかつたという事情は、頭頸外傷そのものの性質上、必ずしもその存在を疑わしめる事由とは認められない。そし て、なるほど右前頭部に存在した腫脹が、果たして被告人らのうちの誰による、ま た、いかなる暴行行為によつて生じたものであるかは、証拠上明らかではない。し かしながら、右の腫脹と脳波の異常を伴う頭頸外傷が、少なくとも前記のとおり書 記局において、被告人らから加えられた一連の共同暴行行為によつて生じたものであることは、原審第一〇回ないし第一四回公判調書中の証人B3の供述部分、当審 第四回ないし第一八回公判調書中の同証人の供述部分によつて明らかである。 て、他に右認定を左右するに足りる証拠はない。

四 違法性阻却事由の存否に関する原判断の当否について

〈要旨〉原判決は、B3が前記組合書記局における支部執行委員会の会議の内容を 盗聴していたことは疑いがな〈/要旨〉いところであると断定したうえ、盗聴されたと の疑惑が生じた以上、同人に盗聴の有無、内容等を追及するために行われた被告人 らの本件各行為は、その保護しようとする組合に対する信頼や団結権擁護の法益と

右暴行、脅迫によつて生じた法益侵害とを対比しても均衡を失せず、実質的違法性を欠くから、刑法三五条により違法性が阻却される旨判示している。ところで、原 判決の認定した「盗聴」行為の具体的態様は、その判文に徴すれば、要するに、書 記局前の廊下で同室の出入口ドアから約一メートルくらい離れた位置に横向きに佇立し、首を垂れるような格好をしていた、というに帰する。「盗聴」という表現が 用いられてはいるが、書記局内に盗聴器を仕掛けるという特別の手段を講じたもの でないことはもとより、同室の出入口ドアに耳を当てることすらしておらず、 者側の者を含む一般人が自由に通行できる庁舎内廊下において、しかも書記局のド アから約一メートルも離れた位置で、書記局内から廊下に不用意に漏れてくる話し声があれば、これを「立ち聞き」しようとしたというにとどまるのである。確かに、書記局を使用する組合員らは、ドアを閉じている以上、同室内における討議の内容等が外部に知られないであるうと推定して行動する自由を有し、また、その意思を表現している。 思に反しみだりに外部からそれが聴取されることのない自由も保障されるべきであ つて、健全な労使関係の維持のためには、相互の情報収集活動にもおのずから節度 とフェアプレイとが要求されるべきであろう。しかし、管理者の立ち聞き行為によって、組合側の秘密事項を知られることが、たとえ組合員らの内心の意思に反するとしても、それが、盗聴器を仕掛けて行う盗聴行為のように、明らかに相手方の自 由意思に影響を与え、その自由な行動を制約する実力の行使等を手段とするもので ない限り、これによつて直ちに労働組合のプライバシーや団結権・団体行動権など 憲法の保障する権利自由を侵害したということができないことはもとより、組合活動に対する支配介入にもあたらないというべきである(管理者が立ち聞き行為によ つて得た情報を、その後当局側が労務政策に種々利用した場合などに、その措置が 支配介入に当たるか否かは、また自ら別個の問題である。)。したがつて、それは権利侵害行為や不当労働行為ということのできない、放任された情報収集活動の範 ちゆうに属する行為にすぎないものといわなければならない。それゆえ、かりにB 3が前記態様の立ち聞き行為に及んだ事実があつたとしても、これに対して被告人 らが正当防衛はもとより、自救行為や正当行為の名のもとに、逮捕監禁や共同暴 行、脅迫行為に及ぶことの許されないことはいうまでもないところである。況して B3については、実力や心理的影響力の行使に比すべき行為を手段とする盗聴行為 に及んだ事実の存在しないことはもとより、さきに指摘したとおり単なる立ち聞き 行為に及んだことさえ認め難い状況であるから、被告人らの本件各行為の違法性が 阻却されるとした原判断の失当であることは明らかである。

五 結論

以上に説示したところから明らかなように、本件各公訴事実はいずれもその証明が十分であるといわなければならない。それにもかかわらず、本件公訴事実第一については、逮捕監禁の故意並びに行為が認められず、同第二については、一部の被告人らによる一部分の暴行、脅迫行為が認められるだけで、被告人七名と他の十数名の組合員との間における共謀も、また、共同暴行、脅迫行為並びに傷害の事実もすべて認めることができないとしたうえ、認定しうる一部の暴行、脅迫行為についても、実質的違法性がないから、いずれも罪とならない旨を判示して被告人らに無罪を言い渡した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるといわなければならない。論旨は理由がある。

よつて、法令の解釈適用の誤りの主張(控訴趣意第二)についての判断をするまでもなく、原判決は破棄を免れない。そこで、刑訴法三九七条一項、三八二条により、原判決を破棄したうえ、同法四〇〇条但書に従い、更に次のとおり判決する。(罪となるべき事実)

被告人らは、いずれも神奈川県横浜市 d 区 e f 丁目 g 番 h 号所在の C 1 郵便局に 勤務していた郵政事務官であつて、被告人 A 1 は C 2 神奈川地区本部横浜中央支部 の支部長、被告人 A 3 は同支部の副支部長、被告人 A 2 は同支部の書記長、被告人 A 6、同 A 4、同 A 7、同 A 5 はいずれも同支部の執行委員であつたが、かねてか ら右郵便局第一保険課長である B 3 の C 2 所属の組合員らに対する日頃の言動が、 労使間の合意や慣行を無視するものであるとして、同人に対する反感を募らせてい たところ、

第一 昭和五〇年一一月四日午後七時五分頃、B3が右郵便局書記局前の廊下で、折柄書記局で開かれていたC2横浜中央支部執行委員会の状況を立ち聞きしていたとして同人を追及し、これを認めさせるため、他の十数名のC2の組合員らとともに同人を書記局内に連れ込んで監禁しようとの意思を互に相通ずるに至つた。そこで、被告人A7を除くその余の被告人らと数名の組合員らは、右の共謀に基づ

いて、被告人A3を先頭にして、同郵便局第二保険課の事務室内に入つて行き、折柄、同所の椅子に坐つて第二保険課長のB8と話していたB3に近づき、同被告人が、「お前、何をしたんだよ、こつちへ来い。」といいながら、B3の腕をつかんで椅子から立たせ、同時に四、五名の組合員がB3の両脇や腰部付近を抱えるようにして、抵抗する同人を引きずつて無理矢理書記局内に連れ込んだ。そして、被告人ら七名と十数名の組合員は、右の共謀に基づいて、直ちに書記局の出入口の扉に施錠してB3を監視し、翌五日午後一時二〇分頃までの間、同人をして書記局から脱出を不能ならしめ、もつて同人を不法に逮捕監禁した

ものである。

(証拠の標目)(省略)

(刑訴法三三五条二項の主張に対する判断)

弁護人らは、被告人らの前記行為が、重要な議題のかかつていた執行委員会の盗聴という組合の団結に致命的な混乱・動揺をひき起こしかねない事態の発生に対して、団結権防衛のため、緊急やむを得ずなした行為として正当なものであり、違法性を阻却する旨を主張する。しかしながら、右の主張にあらわれたB3の立ち聞き行為の存在が肯認し難いものであり、また、かりに存在するとしても、それが違法ということのできないものであることは、さきに説示したとおりであるから、その主張はすでにその前提を欠くというべきである。それゆえ、右の主張は理由がない。

(法令の適用)